

# 重要事項説明書

2021年度 介護報酬改定において、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合の説明を行うことと定められました。

当事業所のケアプランの訪問介護等の利用状況は次の通りである。

（算定期間： 2025 年 9 月 ～ 2026 年 2 月）

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	9 %
通所介護	28 %
地域密着型通所介護	6 %
福祉用具貸与	75 %

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションつばさ	ニチイケアセンター福山中央	ニチイケアセンター福山東
	29 %	13 %	13 %
通所介護	アクティブワンデイサービス	デイサービスセンターアルクあしすと	創心會りハビリ倶楽部新涯
	25 %	20 %	11 %
地域密着型通所介護	デイサービスひより	デイサービスありさんの家	ともケア沖野上
	29 %	21 %	21 %
福祉用具貸与	アリスジャパン福祉用具貸与	タスキヘルスレイト福山ステーション	ライフケア福山支店
	33 %	25 %	20 %